

令和2年4月28日

保護者様

加古川市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業の延長について

平素より本市の教育活動にご理解、ご支援を賜り、ありがとうございます。とりわけ、新型コロナウイルス感染症にかかる対応に対してご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の臨時休業について、4月当初にお伝えしておりましたが、県からの要請及び感染症罹患状況等を踏まえ、5月31日（日）まで延長いたします。

つきましては、児童生徒の健康観察を十分行っていただくとともに、学校から示された家庭学習など、児童生徒が規則正しい生活を送れますようご協力をお願いします。

なお、今後、国の緊急事態宣言の解除等、状況変化がある場合は、改めて検討いたします。

記

1 臨時休業期間

令和2年4月7日（火）～5月31日（日） ※登校日は実施しません

- ・児童クラブ登録者を対象とした小学校での児童預かりは、特別保育期間を延長して行います
- ・部活動は実施しません

2 臨時休業中の学校対応

- ・健康観察として、週に1回程度、学校から電話があるので、健康状態を伝えてください
- ・学校から連絡や学習プリント類がポストに投かんされますので、指示に従い、家庭学習を行ってください

3 夏季休業日

夏季休業日を短縮し、8月1日から8月16日までとします

（1学期は7月31日までとし、2学期は8月17日から開始します）

4 その他

- ・大型連休を控えておりますが、不要不急の外出は控えてください
- ・うがい、手洗いを励行してください
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください